

財務 VOL.12

医療保険を選択するポイント:③

前号まで2回にわたり医療保険の基本的な内容についてご説明致しました。

今号は予告しておりましたように「先進医療への対応」についてご説明致しますが、その前に基本内容の最後として入院給付金を保障する日数についてご説明致します。

【思ったより短い入院日数】

入院する日数は、数日～複数年と疾患により異なりますので、保険会社も様々な日数設定をしています。

ちなみに、厚生労働省が発表している「平均在院日数」によりますと、平成20年度の一般病床の平均は18.8日、全病床平均でも33.3日となっています。長期入院が必要となる精神科や脳に関わるものと100日以上入院が必要になりますが、入院が長引くと思いがちなガンで平均40日程度とさほど長くないうえ、その他傷病についても多くのものが60日以内で収まるような結果となっていますので、よほどの事が無い限り長期入院には至らないようです。

このようなことから、多くの保険会社では30日・60日・120日の3タイプを主流に販売しているのですが、保障期間が長いほど当然のことながら保険料も高くなるので、最低限の保障でよい場合は30日、ある程度の傷病も考慮する場合で60日タイプが選ばれているようです。

【先進医療について】

皆さんはガンなどの大きな病気になった場合、どんなことを一番心配されますか？治療費の心配もされるでしょうが、まずは“助かるのかどうか？”ではないでしょうか。

そして、助かる可能性を高くするために、高いレベルの治療である「**先進医療**」をお望みになるかもしれません。しかし、先進医療の技術料は保険適用外ですので全額自己負担となり、中には多額の治療費を要するものもあります。

例えば、ガン治療に「陽子線照射」を用いる場合、1回の治療(4～8週間)でなんと約300万円もの技術料が必要になります。このように高額な治療費となると、お金を手当てできずに治療を断念する、ということになりかねません。そこで登場するのが「**先進医療特約**」です。

【先進医療特約とは？】

この特約は厚生労働省が指定する先進医療であればすべて保険金給付の対象となるうえ、保険料を100円程度上乗せすることで付加できるものもあります。

このように少額で大きな保障を得られますので、特約自体は非常に魅力的ですが、すべての保険に付加できるものではありません。むしろ、多くの保険会社では、ここ数年で販売を始めた保険にのみ付加できるようになっています。

ということは、この特約が欲しければ保険を買い換えないといけない、ということになります。そして、買い換える保険は、必要以上の保障をつけた保険料の高い商品が多数を占めておりますので、この特約を目当てに保険を買い換えた結果、思わぬ負担増となるケースが多いのです。

また、「**特約の保険料を安く**」できるということは、“保険金を給付する事が少ない”のであり、つまりは“**起こる可能性が低い**”ということになります。というのも、先進医療を実際に使ったもののうち、9割弱がガン治療なのですが、そのガン治療ですら年間で1500件ほどと、保険適用の治療を含めたガン治療全体の0.08%ほどでしかありません。さらに、ガン以外の治療の多くは数十万円程度に収まりますので、ガン以外なら貯蓄でも対応できる金額ではないでしょうか。

このように、先進医療を選択するリスクは非常に低いものですので、お選びになった保険にこの特約があれば付加する程度にお考え下さい。

【最終的にまとめますと・・・】

以上3回にわたり、「貯蓄は取り崩したくないし、イザというときにお金があるか分からないので保険は必要だ」と考える場合での保険の選択方法についてご説明致しましたが、結論としましては、保険でカバーするのは必要最低限とし、当面の保険料をできる限り低く抑え、イザというときに捻出できる貯蓄を少しでも多く貯めるということをお勧めします。なぜなら、医療保険は支払った保険料以上の金額が戻ってくる可能性が極めて低い商品であり、将来の医療費に不安であったとしても、貯蓄で対応出来ることが多いからなのです。

今後、保険を検討されることがございましたら、この考え方に基ついて頂ければ、「とりあえず・・・」という無駄な保険加入は避けることが出来るのではないのでしょうか。

実際に長期入院となった場合には“医療費”もさることながら、むしろ、医院経営を存続させるための“固定費”や、ご家族の“生活費”の手当を考えなければいけません。

そこで、次月号では、入院等により長期間働けない場合に、固定費・生活費を補填してくれる所得補償保険についてご説明いたします。

■ お知らせ

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「もっと詳しく知りたい」・「こんな話題も取り上げて欲しい」等のご要望がございましたら、**倶楽部会員専用メールアドレス**にてお問合せ下さい。また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。詳しくは、<http://now.amcp.biz> をご覧下さい！